

中野市立小学校及び中学校適正規模等基本方針

平成28年9月 策定

令和8年2月 改訂

中野市教育委員会

I 基本方針策定に当たって

1 趣 旨

小中学校の児童生徒のよりよい教育環境の整備と教育の質の一層の充実を目的とした、小中学校の適正規模及び適正配置を推進するため、基本方針を策定する。

2 背 景

本市の児童生徒数は、平成27年度から現時点の10年間で、約8割まで減少している。令和13年度までの推計では、児童生徒数がさらに減少し、今後、現在の学校数を維持した場合、さらに小規模化の進行が予想される。

小中学校の小規模化は、児童生徒の社会性の育成、多様な学習活動や集団活動の展開、さらには学校運営などにおいて、様々な問題を生じさせる危惧がある。

中野市教育委員会（以下、市教委）では平成24年9月に「中野市立小学校及び中学校適正規模等審議会」を設置し、平成26年9月に答申を受けた。この答申では、適正規模及び適正配置への基本的な考え方や推進方法等、貴重な提言がなされた。

その後、平成28年9月に「中野市立小学校及び中学校適正規模等基本方針」を策定し、基本方針に則って、令和2年4月に北部地区4校（長丘小、平岡小、科野小、倭小）を統合し高社小が、令和3年4月に豊田地域2校（豊井小、永田小）を統合し豊田小が開校した。

令和13年度の推計では、小学校は4校（日野小、延徳小、高丘小、豊田小）が、中学校では1校（豊田中）が、全学年で単級となる。また、10人未満の学級が小学校で現在3学級あるが、令和13年度には9学級になる見通しであり、中野市内では学校規模の偏りがさらに大きくなる状況にある。

市教委では、現状と今後の見通しを踏まえた上で、将来を見据え、よりよい教育環境の整備と教育の質の一層の充実を図る視点に立ち、児童生徒や保護者をはじめ地域住民の十分な理解と協議を行いながら、円滑な推進を図ることとした。

II 適正規模と適正配置の基本的な考え方

1 適正規模の基本的な考え方と基準

中野市総合計画では、心豊かでたくましい子どもを育てる学校教育が求められている。また、中野市教育大綱では、基本理念を「ふるさとへの愛着と豊かな社会性を身に付ける教育の推進」と定め、「ひと・もの・ことと関わりながら、学び合い、支え合い、未来を切り拓くたくましい子ども」が育つことを目指している。そのために、快適な集団生活のなかで児童生徒が自ら学び、考える力を育成するとともに家庭や地域と連携し、個性を生かす教育を推進していかなければならない。

また、児童生徒にとってよりよい教育環境の整備を踏まえながら、適正規模の基本的な考え方を次に示す。

(1) 適正規模の基本的な考え方

- ① 多様な人間関係のなかで、集団のルールを学び、社会性を高めるとともに、個性や能力の伸長が期待できる学校規模であること。

- ② 学級の編制替えにより、人間関係の固定化を防ぐことができるとともに、児童生徒の活力の増進と学校の活性化が期待できる学校規模であること。
 - ③ 総合的な学習の時間の充実、主体的・対話的で深い学びのできる環境の形成が展開できる学校規模であること。
 - ④ 一定の教員数の確保により、児童生徒と向き合える時間が増え、学校の運営組織の効果的な編成が期待できる学校規模であること。
 - ⑤ 一定の児童生徒数の維持により、希望選択で活動に取り組めるクラブ活動の活性化が期待できる学校規模であること。
- (2) 中野市における小中学校の適正規模の基準
- 基本的な考え方を踏まえ、次のとおりとする。
- ① 小学校においては、1 学年 2 学級以上が望ましい。
 - ・多様な人間関係を築くことができる学級編制替えが可能であること。
 - ② 中学校においては、1 学年 2 学級以上が望ましい。
 - ・多様な人間関係を築くことができる学級編制替えが可能であること。
 - ・教科担任制の充実と学習集団の弾力的な編成の教員確保が可能であること。
 - ③ 1 学級当たりの児童生徒数は、18 人～30 人程度が望ましい。

※特別支援学級は学校規模に関係ないので学級数に含めない。また、これらの基準は、望ましいと考える学級数及び児童生徒数を示したものであり、地域の状況などから、必ずしも適合しないといけないものではない。
- 2 適正配置の基本的な考え方
- 通学距離や通学の安全等を考慮しながら、学校を地域に適切に配置することを基本的な考え方とする。

Ⅲ 適正規模及び適正配置の検討対象校と推進の方策

1 適正規模及び適正配置の検討対象校

- ① 基本方針でいう適正規模を下回る学校を小規模校とする。
- ② 令和 13 年度の推計でも適正規模への回復が見込めない学校を検討対象校とする。
- ③ 適正規模であっても、小規模校や適正規模を上回る学校に関係する場合は検討対象校とする。

【市内小中学校の規模別学校数（特別支援学級は学級数に含めない。）】

	小学校		中学校	
	7 年度	13 年度	7 年度	13 年度
小規模校	4 校	5 校	1 校	1 校
適正規模を上回る学校	3 校	2 校	3 校	3 校

※令和 13 年度の推計値による。

2 適正規模及び適正配置の推進の方策

通学区域の見直しと学校統合という 2 つの方策があるが、各学校や地域の実態に応

じて適切に取り入れていく。

(1) 通学区域の見直し

小中学校の連携教育を更に推進し、円滑な学校運営を図るため、今ある小学校から、全員同じ中学校へ通学ができる小中学校の配置を考える。学校統合の場合も同様とする。

よって現在の市内小中学校における通学区域の見直しは現実的ではないと考える。

(2) 学校統合

次の基本的な考えをもって、対象校の保護者や地域に対して説明をし、理解を得ながら統合に取り組むこととする。

① 統合校の考え方

学校の組合せ、学校の位置、学校施設の状況等により、適正規模を維持している学校も統合対象校とする場合もある。

② 設置場所

原則として統合対象校のいずれかの校地と既存の校舎を使用する。使用校舎は、校地面積、建築年数、施設の状況や教室数、位置、周辺環境、通学距離などを勘案して決定する。

(3) 学校選択制

上記を踏まえ、学校選択制はしないこととする。

なお、国や県と協調しながら特色ある教育活動を実践する小中学校については、指定学校変更の弾力性のある運用を検討する。

IV 適正規模及び適正配置に伴う教育環境の整備

児童生徒にとってよりよい教育環境を整えるという考え方の下、次の条件整備を行う。

1 通学路の安全確保

(1) 統合後の安全な通学については、通学路を検討し設定する。

(2) 新たな通学路を検討する際、通学距離によってはスクールバスの使用または公共交通機関の利用も検討する。

2 学校の施設設備の整備

様々な状況に対応できるように、施設設備面の改善や教材教具の充実を図る。

3 教職員等の配置

心の支援をはじめ、特別支援を要する児童生徒に対しては、今までと同様、市でも予算措置をし一層の充実を図る。

V 学校統合による跡地・施設利用の基本的な考え方

地元の要望等も踏まえて、全市的な行政施策との調整を図りながら検討する。

VI 適正規模及び適正配置の対象校と今後の具体的な取組

1 対象校については、必要性の高い学校から順次取り組んでいく。

- 2 学年の学級数や1学級の児童生徒数は、総合的に判断して基準数に満たなかったり超過したりすることもある。
- 3 新たな通学路を設定する場合や通学距離によってはスクールバスを運行または公共交通機関を利用する。
- 4 地域との連携による「ふるさと学習」を核とした学校運営を更に推進する。
- 5 対象校と具体的な進め方

(1) 4 中学校（南宮中 中野平中 高社中 豊田中）について

① 現状で存続する。

令和13年度

	1 学年		2 学年		3 学年		学級数合計
	(学級数	1 学級人数)	(学級数	1 学級人数)	(学級数	1 学級人数)	
南宮中	4	34	5	34	4	34	13
中野平中	3	30	3	31	4	29	10
高社中	2	27	2	30	2	30	6
豊田中	1	15	1	16	1	10	3
学級数合計	10		11		11		32

- ② 学級数の基準からすると豊田中が該当する。削減する場合、学級数と生徒数からみて隣接する中学校との統合が考えられる。しかし、小中連携教育を更に進めていくなかで、豊田小の児童たちが隣接する中学校へ入学することは、カリキュラムの一貫性から適切ではないと考える。

豊田中については、豊田小との小中連携教育を更に推進することで、円滑な学校運営が期待できると考える。

(2) 高社中学校区の高社小について

- ① 4 小学校が統合して、令和2年度に開校した。令和13年度の推計では、3学年が2学級、3学年が単級となり、単級の児童数は30人前後で、全校児童数は210人前後である。
- ② 当面は、小中連携教育を更に推進することとし、将来に向けて小中一貫校の調査研究を行う。

(3) 豊田中学校区の豊田小について

- ① 2 小学校が統合して、令和3年度に開校した。令和13年度の推計では、全学年が単級となり、1学級の児童数は7人～13人で、全校児童数は70人前後である。
- ② 当面は、小中連携教育を更に推進することとし、将来に向けて小中一貫校の調査研究を行う。

(4) 南宮中学校区の3 小学校（中野小 日野小 延徳小）について

- ① 中野小は、令和13年度までに児童数は約2割減少して580人前後となり、4学年が3学級、1学年が4学級、1学年が2学級となる。
現在、長野県下でも特別に大きな規模ではなくなっている。

② 日野小と延徳小は、全学年が単級であり、日野小は児童数一桁の学年が1学年ある。令和13年度の推計では、児童数一桁の学年が、日野小は全学年、延徳小は2学年となる。2校とも児童数の減少が顕著であり、早期に教育環境のあり方について検討を行う必要がある。

(5) 中野平中学校区の2小学校（平野小 高丘小）について

令和13年度の推計では、平野小は全学年で2学級となっており、適正規模の基準に合致している。高丘小は全学年で単級となるが、1学級の児童数は15人～26人の間であり、全校児童数も120人前後である。全体的にみれば、児童数は減少するが、顕著な減少地区ではないことから、高丘小の今後の児童数の推移を見守り、集団での学習など、学校運営で制約を受けることが見込まれる状況になったときに、改めて検討を行う。

6 適正規模を満たさない、または、その見込みがある学校においては、必要に応じ市教育委員会と保護者において懇談の場を設け、学校の将来の方向性について協議することとする。その結果を踏まえ、保護者の総意を地域が尊重し、よりよい教育環境の整備について、地域としての方針を市教育委員会に要望されることが望ましい。

VII 結びに

今回、市教委として、中野市立小中学校を取り巻く現状及び将来的な見通しを踏まえ、「中野市立小学校及び中学校適正規模等基本方針（改訂版）」を示した。

本方針の推進に当たっては、保護者の方々や地域の方々にその意義を十分にご理解いただくことが不可欠である。私たちは、児童生徒にとってどのような教育環境を提供すべきなのか、また、どのような支援を行うべきなのか、しっかりと見定めることが大切である。

関係者の皆様には、子どもにとってよりよい教育環境が整備されることで、心身ともに健やかな児童生徒の育成が図られるよう、本基本方針を細部にわたり協議いただくとともに、今後とも積極的な支援をお願いするものである。